

本 連 盟
各 役 員
各 支 部 長 様

鹿児島県剣道連盟
会長 俣木正喜

鹿児島県内審査会等実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン
標記の件について、段級位審査を開催するにあたり、厳守すべき事項については
下記のとおりです。開催に向けての諸準備等ご遺漏のないようよろしくお願いしま
す。

記

1 審査会にあたって

- (1) 今回から原則として「事前申込制度」を実施し、3密を避ける。
(受審者の人数、内訳、資格などを把握・確認)
申し込みは、概ね一週間前までに、各所属・団体でまとめて審査会実施支部
に申し込む。なお四段・五段審査にあつては、県剣道連盟に申し込む。
審査申込書の欄外に、審査当日連絡が取れる人(保護者等)の氏名と緊急連絡
先を、記入する。
- (2) 以下に該当するものは受審できない。
 - ア 基礎疾患のある者
 - ・ 基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患(COPD)、透
析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など」をいう
 - ・ これらの者が理由あつて受審する場合は、主治医の承認を得るものとする
 - イ 発熱のある者(個人差があるが、一般的には37,5度以上ある者をいう)
 - ウ 咳・咽頭痛など風邪の様な症状がある者、その他体調がよくない者
 - エ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - オ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている
国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- (3) 受審者は、受審日に自宅等で検温を行い、「体調確認票」に必要事項を
記載し受付時に提出する。
- (4) 受審者は、面マスク及びいわゆる家庭用マスクを持参する。
 - ア 実技審査時には面マスク、それ以外(実技審査までの待機中、合格発表まで
の待機中等)は家庭用マスクの着用を前提としている。実技審査時以外でも
面マスクを着用する予定の受審者は、面マスクのみの持参で可。

2 入場にあたって

- (1) 入場者は、自宅と審査会場との往復の際にはマスクを着用し感染予防に努め
る。
- (2) 審査会場内での密集を避けるため、自宅等で着替えて入場する。
- (3) 係員は、受審者が施設に入場する時、行列にならないよう配慮する。

ア やむを得ず行列になる場合に備え、入口外に2メートル毎に目印のテープもしくは、印をつける

- (4) 入場者は施設への入場時、持参した「体調確認票」を受付に提出する。
 - ア 「体調確認票」を持参しなかった者は、原則として入場させない
 - イ 見学者、付き添い等は、入場させない。
- (5) 入場口にアルコール除菌液を設置し、入場者は手指消毒を行う。
- (6) 入場者は体温測定を受ける。係員は、非接触型体温計により、入場者の体温測定を行う。
 - ア 体温測定により37.5度以上ある者は、入場できない
- (7) 上下足の区別を徹底させる。(素足で会場外に出ない)

3 審査会場内での留意事項

- (1) 受審者並びに関係者は、フィジカル・ディスタンス(人と人の距離、最低でも1メートル、できれば2メートル)を常に保つようにする。
- (2) 受審者は、審査会場では、実技審査時(面マスク使用)を除いて、常にマスクを着用する。関係者は、マスク及びフェースシールドを着用する。
- (3) 受審者並びに関係者は、審査会場内でも、手洗い、うがい、アルコールによる除菌消毒に努める。また、トイレはふたを閉めてから流す。

4 受付、受審番号、受審者説明

- (1) 人と人の距離を保つため、受付の前に、2メートル毎に目印のテープを貼る。
- (2) 受付が密集した場合、入場制限を行う
- (3) 受審者は、係員に受審番号を、垂に書いてもらう
- (4) 受審者説明を行う場合、受審者は1メートル以上間隔の距離をおいて座る。

5 実技審査

- (1) 受審者は、面マスクを必ず着用する。

6 実技合格発表

- (1) 発表は、比較的広い場所で行い、密集になることを回避する。
- (2) 不合格者は、すみやかに施設から退場する。

7 日本剣道形・木刀による剣道基本技稽古法審査

- (1) いずれも受審者は、間隔(1メートル以上)をとって整列する。
- (2) 受審者は、面マスク等を着用して受審する。

8 学科審査

- (1) 受審者は、間隔(1メートル以上)をとって、マスク着用する。

9 その他

- (1) 審査員、立会、係員等すべての関係者は、マスク着用のうえ、フェースシールドを着用する。
- (2) 休憩時間における審査員控室やトイレが密集状態になることを避けるため、

休憩時間は多めにとるようにし、審査員等は交代で休憩室、トイレを使用する。

- (3) 審査会場では常に換気を行う。可能であれば送風機を設置する。
- (4) 係員は、多くの人に触れる用具、箇所(ドアノブなど)を定期的に消毒する。また、施設内トイレの出入口にアルコール消毒液とペーパータオルを設置する。
- (5) 受審者は、食事の空箱等、持参した物、ごみは必ず持ち帰る。
- (6) 非接触型の体温計が準備できない支部にあつては、鹿児島県剣道連盟に連絡すること。消毒液・フェイスシールド・ペーパータオル等は、審査開催支部が準備するものとする。
- (7) 「体調確認票」は審査終了後鹿児島県剣道連盟に提出し、一ヶ月保管する。
- (8) 審査会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、県剣道連盟に対して速やかに濃厚接触者の有無について報告する。
- (9) 県内の剣道講習会等においても、このガイドラインを準用する。
- (10) 全剣連や鹿児島県の指示、鹿児島県剣道連盟の協議等により、このガイドラインは、修正・追加の可能性があります。
- (11) 「体調確認票」は、鹿児島県剣道連盟ホームページからコピーできます。